

記者説明会資料

2008年12月17日
独立行政法人 国民生活センター

国民生活センターにおける 裁判外紛争解決手続(ADR)

1. 国民生活センター法改正の背景

改正国民生活センター法(平成20年5月2日公布、平成21年4月1日施行)

ADRとは・・・

「Alternative Dispute Resolution」＝「裁判外紛争解決手続」とは、裁判によることなく、法的なトラブルを解決する方法、手段など一般の総称。

例えば、調停、仲裁といったものの他、「裁定」「審査」などがある。

ADRの特徴

- ・手続の状況や内容を公開せずにトラブルの解決を図ることができる
- ・当事者の事情や意見なども考慮し、柔軟な解決を図ることができる
- ・トラブルの種類や内容に応じて、簡易迅速に手続を進めることができる

消費者トラブルの現状

- ・近年、消費者紛争の発生件数は急増
- ・内容も複雑化・多様化

	相談件数	あつせん件数
'97年度	40万件	37千件
	↓(2.6倍)	↓(1.7倍)
'07年度	105万件	65千件

消費者トラブルの特性

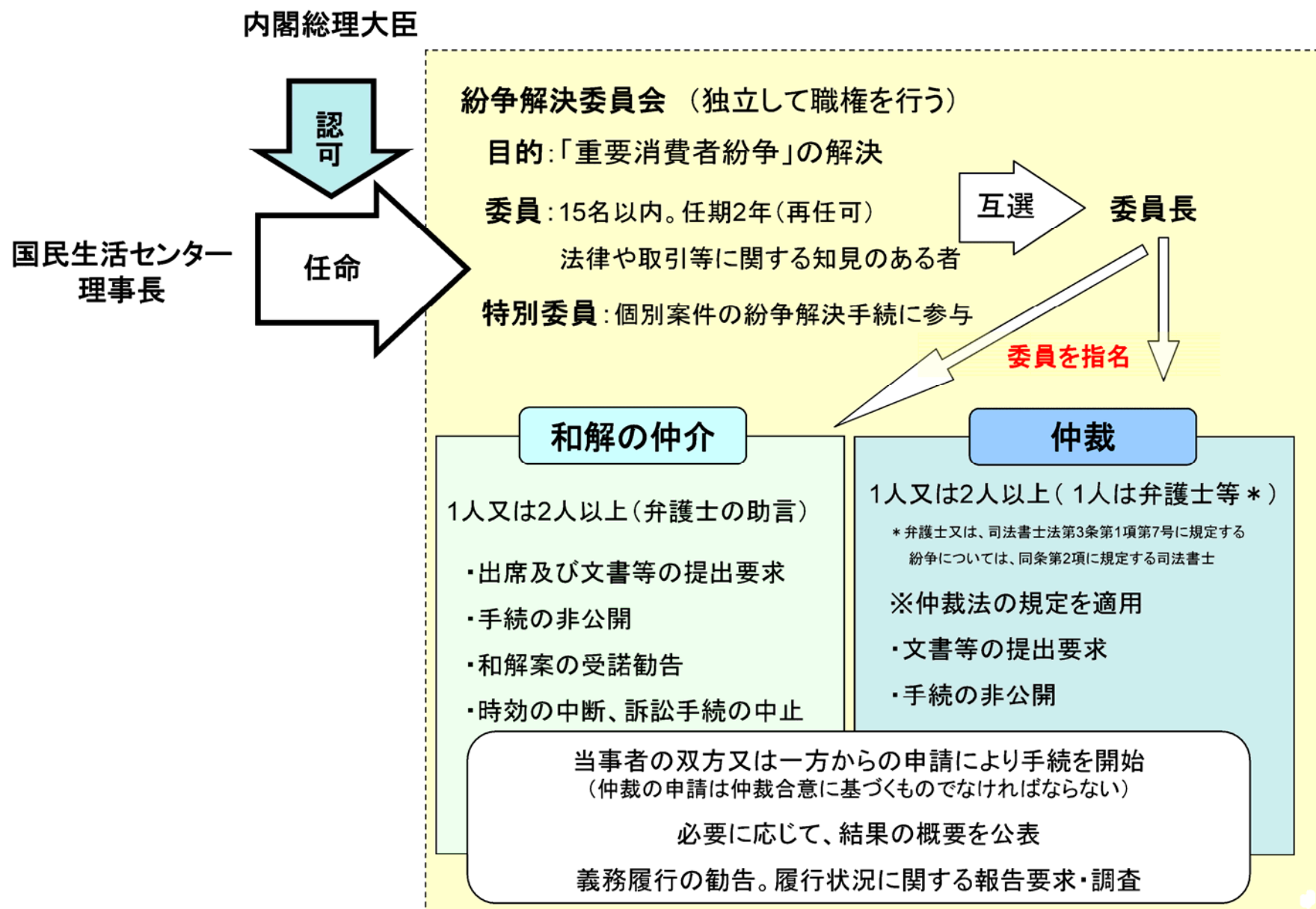
- ・消費者と事業者との間には情報量・交渉力において構造的な格差
- ・被害額が比較的少額

消費者紛争の適正・迅速な解決を促進するため、

国民生活センター 裁判外紛争解決手続(ADR)の整備

平成20年5月 国民生活センター法改正

2. 国民生活センター紛争解決委員会について

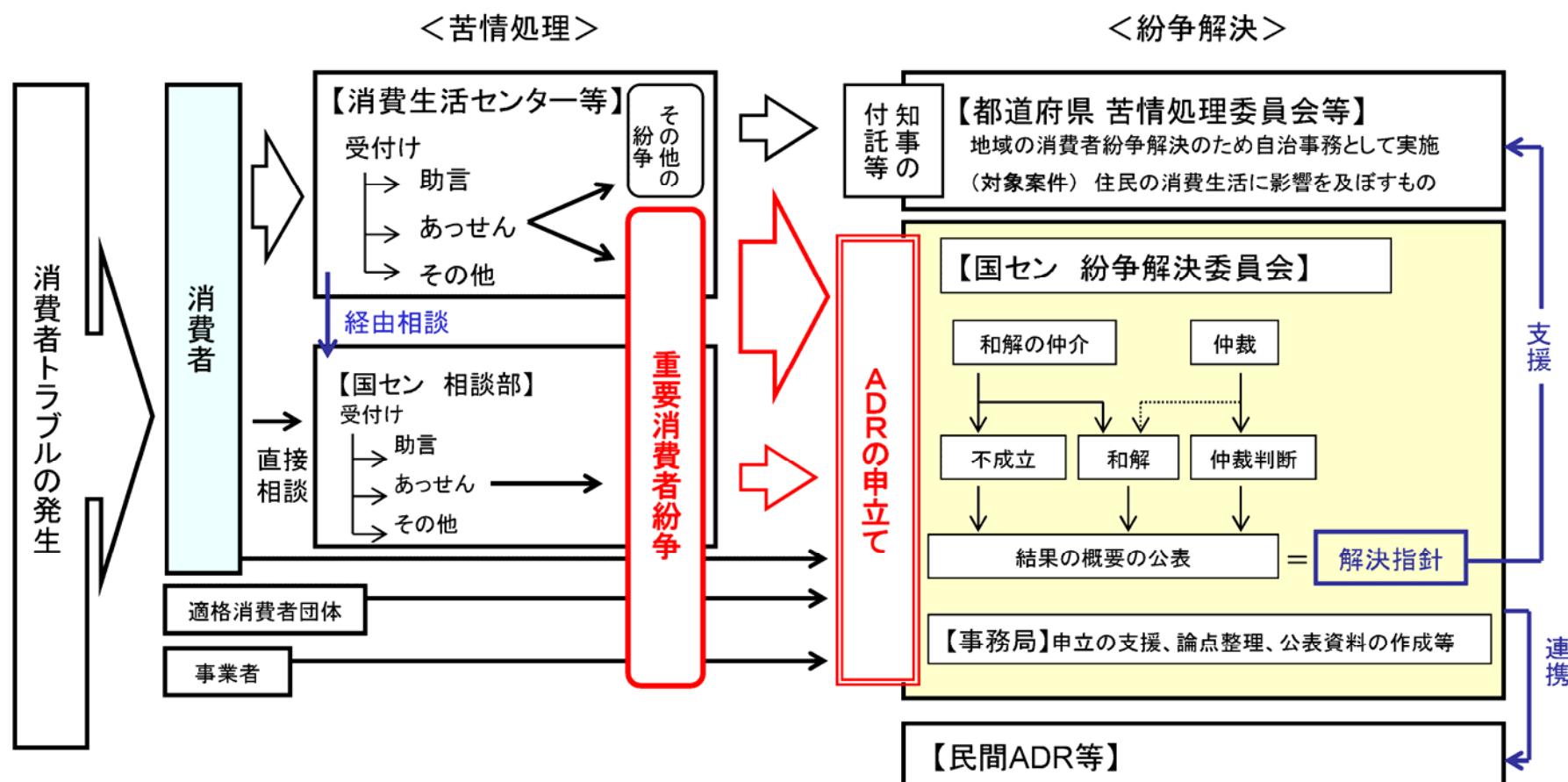


3. 紛争解決委員会委員（平成20年12月17日 任命）

（敬称略 50音順）

氏 名	現 職 等
池本 誠司	弁護士
落合 誠一	中央大学法科大学院教授
神田 敏子	前全国消費者団体連絡会事務局長
蔵本 一也	（社）消費者関連専門家会議理事長
近藤 康子	サントリー（株）お客様コミュニケーション部顧問
齋藤 憲道	前パナソニック（株）法務本部審議役
齋藤 雅弘	弁護士
丹野 美絵子	消費生活専門相談員
円谷 峻	明治大学法科大学院教授
長谷部 由起子	学習院大学法科大学院教授
平野 なおみ	司法書士
森 倫洋	弁護士
森脇 勝	元名古屋地方裁判所長
横山 敏男	（財）家電製品協会 家電製品PLセンター センター長
吉岡 和弘	弁護士

4. 裁判外紛争解決手続(ADR)の整備について



「重要消費者紛争」＝「国民生活の安定及び向上を図る上でその解決が全国的に重要であるもの」

① 同種の被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれがある事件に係る消費者紛争

② 国民の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある事件に係る消費者紛争

③ ①②のほか、争点が多数であり、又は錯そうしているなど事件が複雑であることその他の事情により紛争解決委員会が実施する解決のための手続によることが適当であると認められる消費者紛争

5. 今後のスケジュール(予定)

(1) 改正法施行準備(～平成21年3月)

- ①重要消費者紛争の指定案の検討
- ②紛争解決委員会の業務規程案の検討
- ③広報・普及

(2) 改正法施行後(平成21年4月～)

- ①重要消費者紛争の指定
- ②紛争解決委員会の業務規程の決定
- ③申請受付スタート
- ④特別委員の任命